

職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

1 制定理由

職員の加齢による諸事情への対応や地域貢献等を図るため、通常より短い勤務時間による勤務を選択できる高齢者部分休業を導入することで、高齢層職員の勤務形態の選択肢を広げ、仕事との両立を支援していく。

2 制定内容

第1条	【趣旨】 ○ 地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条	【高齢者部分休業の承認】 ○ 高齢者部分休業の承認は、1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、規則で定める時間内（1日につき2時間）において、30分を単位として行うものとする。 ○ 高齢者部分休業を承認する期間の始期は、60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後とする。
第3条	【承認の取消し又は休業時間の短縮】 ○ 任命権者は高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときに、承認の取消し又は休業時間の短縮をできるものとする。
第4条	【休業時間の延長】 ○ 公務の能率的な運営の確保等の観点から支障がない場合に休業時間を延長できるものとする。 ○ 休業時間の延長後の高齢者部分休業を承認する期間の始期は規則で定める（翌年度の4月1日）。
第5条	【給与の減額】 ○ 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間は、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
第6条	【委任】 ○ この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。
附則	【職員の育児休業等に関する条例の一部改正】 ○ 部分休業の承認について、1日につき2時間のうち高齢者部分休業等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 施行期日

令和6年4月1日